

1 大砲理論

2 2年目以降の選択肢

	①前年度のテキストで独学		②中上級講座	③基礎講座
	i 直前期（4月～6月）の答練・模試のみ	ii 3月までに苦手科目や演習講座を受講		
費用	○	○	△	×
	* 来年度に合格できないと、いずれも「×」			
法改正など最新情報	×	△	○	○
情報の網羅性	△	△	△	○
出題確率の高い分野に絞った学習・未出の知識の習得	△	△	○	△

3 試験が求めているものとは？

4 網羅的な学習の必要性

29-23 遺留分	平成 29 年度 向け テキスト	28-26 国家的法益に対する罪	平成 28 年度 向け テキスト	27-16 選択債権	平成 27 年度 向け テキスト
Ⅱ・P400		P207		Ⅱ・P8	
Ⅱ・P403		P206		Ⅱ・P9	
Ⅱ・P403		P206		Ⅰ・P8	
Ⅱ・P402		P209		Ⅱ・P8	
Ⅱ・P358		P207		Ⅱ・P8	

5 教材（テキスト）の重要性

1. 使用テキスト

- ・民法 : 市販テキスト『リアリスティック民法』
- ・不動産登記法 : 市販テキスト『リアリスティック不動産登記法』
- ・その他の科目 : 講座専用テキスト『Realistic Text』

2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

- ・赤 : 結論（記憶）
- ・青 : 理由・趣旨
- ・緑 : 複数の知識に関係（記憶）
- ・黒 : 出ない（具体例、実務の話など）

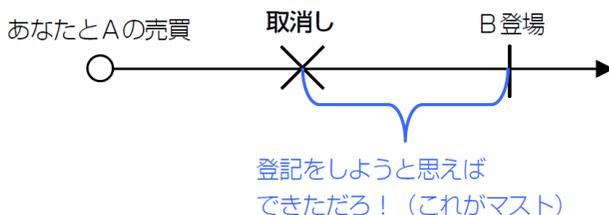
3. 知識の抽象化をしていく

見本 1 — 民法 I のテキスト P140

民法 177 条を適用できるかを考える視点

民法 177 条を適用するには「登記できたのに、しなかっただろ！」と責めることのできる状況があったことが必要です。このような状況がない場合には、「登記がないだろ！」

と責められるのは酷だからです。上記 Case だと、あなたは取り消してから、B が登場する前に登記をしようと思えばできました。



平成 29 年度午前第 8 問（不動産の物権変動）

イ Aがその所有する甲土地についてBとの間で締結した売買契約をBの強迫を理由に取り消した後、Bが甲土地をCに売り渡した場合において、AからBへの所有権の移転の登記が抹消されていないときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権の復帰を主張することはできない。

平成 28 年度午前第 22 問（相続と登記）

2 Aが死亡した後、B及びCは、遺産分割協議において、BがAの遺産である甲土地の所有権を取得することに合意した。その後、Cは、Dに対し、甲土地の2分の1の持分を売却し、その旨の所有権の移転の登記をした。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができる。

4 Aは、Bに対してA所有の甲土地を贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、Cに対して甲土地を遺贈する旨の遺言をし、その後に死亡した。この場合に、Bは、Cに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。

平成 27 年度午前第 7 問（不動産の物権変動）

イ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの詐欺を理由にA B間の売買契約を取り消したが、所有権の移転の登記の抹消をする前に、Bが甲建物をCに売り渡してその旨の所有権の移転の登記をした。この場合、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

エ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの債務不履行を理由にA B間の売買契約を解除した。その後、Bが甲建物をCに転売し、その旨の所有権の移転の登記をした場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

見本 2 —— 民法 I のテキスト P207～209

3. 法定追認

Case

未成年者であるあなたは、親権者Bの同意も得ず代理にもよらずに、所有している建物をAに売却した。その後、あなたは成年に達した。

- (1) あなたがAに、売買代金の支払を請求した場合、あなたは追認したものとみなされるか？
- (2) Aがあなたに、建物の引渡しと登記の移転を請求した場合、あなたは追認したものとみなされるか？

(1) 意義

明確に追認の意思を表示しなくても、法律上当然に追認したとみなされる（取り消せなくなる）ことがあります（民法 125 条）。

(2) 趣旨

法律上当然に追認したとみなされる（取り消せなくなる）のは、下記（3）の行為が「追認したんでしょ！」と言われても仕方ないような行為だからです。

(3) 要件

上記 2. の①（成年被後見人以外は上記 2. の②までは不要であると解されています）の追認をすることができる時以後に以下の①～⑥のいずれかの事実があった場合、追認したとみなされます。

法定追認に当たるかどうかの判断基準

- ・ 取消権者の行為を要する → 法定追認に当たる
- ・ 取消権者の行為を要しない → 法定追認に当たらない

取消権者の行為があるならば「追認したんでしょ！」と言われても仕方ないですが、取消権者の行為がない場合に「追認したんでしょ！」と言われるのはおかしいからです。

①全部または一部の履行（民法125条1号）

取消権者が債務者として履行する場合だけでなく、取消権者が債権者として受領する場合も法定追認になります（大判昭8.4.28）。履行する場合だけでなく、受領する場合にも「受け取る」という取消権者の行為を要するからです（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。

②履行の請求（民法125条2号）

取消権者が請求した場合だけ法定追認となり、相手方から請求を受けた場合は法定追認になりません（大判明39.5.17）。取消権者が請求した場合は取消権者の行為を要しますが、請求を受ける場合は取消権者の行為を要しないから（取消権者は家にいるだけだから）です（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。

上記Case（1）は、取消権者であるあなたが履行を請求していますので、追認したものとみなされます。それに対して、上記Case（2）は、取消権者であるあなたが履行の請求を受けただけですので、追認したものとみなされません。

208

③更改（民法125条3号）

「更改」とは、債務の要素（契約の重要部分）を変更することで、新債務を成立させるとともに旧債務を消滅させる契約のことです（民法513条1項）。

取消権者が債権者であっても債務者であっても、法定追認になります。契約ですから、債権者と債務者の意思の合致が必要ですので、どちらであっても取消権者の行為を要するからです（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。

④担保の供与（民法 125 条 4 号）

取消権者が債務者として担保を出した場合だけでなく、債権者として担保を受けた場合も法定追認になります。担保を出すとは、たとえば、債務者が所有している不動産に債権者の抵当権を設定することが当たりますが、取消権者が債務者であっても債権者であっても取消権者の行為（抵当権の設定行為）を要するからです（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。

⑤取り消すことができる行為によって取得した権利の全部または一部の譲渡（民法 125 条 5 号）

取消権者が譲渡した場合だけ法定追認となり、相手方が譲渡した場合は法定追認になりません。取消権者が譲渡した場合は取消権者の行為を要しますが、相手方が譲渡した場合は取消権者の行為を要しないから（取消権者は家にいるだけだから）です（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。

⑥強制執行（民法 125 条 6 号）

取消権者が債権者として執行した場合だけ法定追認となり、相手方が債権者として執行した場合は法定追認になりません（大判昭 4.11.22）。取消権者が債権者として執行した場合は取消権者の行為を要しますが、相手方が債権者として執行した場合は取消権者の行為を要しないから（取消権者は家にいるだけだから）です（上記の「法定追認に当たるかどうかの判断基準」）。強制執行の典型例は競売ですが、「強制」執行というくらいですから、強制執行は、債務者の関与なく債権者と裁判所だけで手続を進めていきます。

6 問題演習の際に意識していただきたいこと

「肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出そうとする」

平成 29 年度午後第 14 問（登記の抹消）

ア 甲不動産について、Aを仮登記の登記名義人とする所有権の移転の仮登記がされている場合において、Aを登記名義人とする根抵当権の設定の登記がされた後、当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、根抵当権の登記名義人であるAの承諾を証する情報を提供しなくても、当該根抵当権の設定の登記は登記官の職権で抹消される。

7 フォロー制度の充実度

①毎回の講義終了時に「解くべきか過去問のナンバー」「条文番号（不動産登記法・商業登記法・供託法を除く）」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」をお伝えする

②過去問演習，質問・相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付
- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報

テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
一部の肢の解説（学説問題など）

③推測採点基準（松本作成）の提供（平成 30 年度本試験の直前期）

8 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①②（ガイダンス4・5）
- ・民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（ガイダンス7）
- ・不動産登記法第1回講義（7月23日〔日〕14：00～17：15 東京本校 LIVE 実施）

【視聴方法】

- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画
http://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

9 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【7/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	57日	7/20 ~ 9/14
不動産登記法	20回	60時間	45日	9/15 ~ 10/29
会社法・商業登記法	31回	93時間	85日	10/30 ~ 1/22
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	33日	1/23 ~ 2/24
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	14日	2/25 ~ 3/10
刑法	7回	21時間	19日	3/11 ~ 3/29
憲法	6回	18時間	17日	3/30 ~ 4/15
合計	121回	363時間	270日	

→ 「週 3.14 コマ」 ペース

【8/1 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	55日	8/1 ~ 9/24
不動産登記法	20回	60時間	43日	9/25 ~ 11/6
会社法・商業登記法	31回	93時間	81日	11/7 ~ 1/26
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	32日	1/27 ~ 2/27
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	2/28 ~ 3/12
刑法	7回	21時間	18日	3/13 ~ 3/30
憲法	6回	18時間	16日	3/31 ~ 4/15
合計	121回	363時間	258日	

→ 「週 3.28 コマ」 ペース

17/7/15

受験経験者こそ基礎からリアリストティックで！

【8/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	54日	8/10 ~ 10/2
不動産登記法	20回	60時間	41日	10/3 ~ 11/12
会社法・商業登記法	31回	93時間	78日	11/13 ~ 1/29
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	30日	1/30 ~ 2/28
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	3/1 ~ 3/13
刑法	7回	21時間	18日	3/14 ~ 3/31
憲法	6回	18時間	15日	4/1 ~ 4/15
合計	121回	363時間	249日	

→ 「週 3.40 コマ」 ペース

【8/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	50日	8/20 ~ 10/9
不動産登記法	20回	60時間	39日	10/10 ~ 11/18
会社法・商業登記法	31回	93時間	73日	11/19 ~ 2/1
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	29日	2/2 ~ 3/2
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	12日	3/3 ~ 3/14
刑法	7回	21時間	17日	3/15 ~ 3/31
憲法	6回	18時間	14日	4/1 ~ 4/15
合計	121回	363時間	234日	

→ 「週 3.62 コマ」 ペース

10 資格が欲しい理由をもう1度考える

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO. 3, 4, 6, 9, 12, 35, 39, 43, 44, 46～49, 51, 54, 56～64, 66, 67, 69～72）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておくと、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

【NO. 3】

※アの根拠は、P85 です。

※イの根拠は、P205 です。取消しは効果を切るだけですから、追認と異なり、制限行為能力者でも単独ですることができます。そして、取り消すと無効で確定しますので、取消しを取り消すことはできません。

※ウの根拠は、P208 です。Aはまだ未成年者ですので、P208（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P207 マル1）。

※エの根拠は、P208 です。Bは行為能力者ですので、パソコンを引き渡した（履行した）ならば、法定追認に当たります（P208）。

※オの根拠は、P81（83）です。

【NO. 4】

※アの根拠は、P202 です。絵画は天災により滅失したので、現存利益はないといえます。

※イの取消しの根拠はP210、無効の根拠はP196です。

※ウの根拠は、P203 です。

※エの根拠は、P73 です。

※オの根拠は、P85 です。なお、「成年後見に関する登記記録」とありますが、成年後見登記というものがあり、成年被後見人になると、登記されます。これについては、Ⅲのテキスト P434 や不動産登記法で説明します。

【NO. 6】 2

※1の根拠は、P79 です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、Ⅲのテキスト P424～429 で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P162 です。

※4の根拠は、P85 です。P85 マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P206 です。追認すると、有効で確定しますので、取り消せなくなります。

【NO. 9】

※アの根拠は、P205 です。

※イの根拠は、P207 です。

※ウの根拠は、P83 です。

※エの根拠は、P201 です。入学金の支払は、不当利得と関係なく必要な支出です。

※オの根拠は、P85 です。

【NO. 12】

※アの根拠は、P53・201 です。

※イの根拠は、P53・201 です。

※ウの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P52 です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にB及びCが双方善意ですので、Cのところで有効で確定し、Dは土地の所有権を失わずにすみずみ。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 35】

※アの根拠は、P132 です。

※イの根拠は、P133 です。沈黙も詐欺になり得ます。

※ウの根拠は、P127 です。

※エの根拠は、P128 です。

※オの詐欺の根拠は P132・196 (210)，錯誤の根拠は P131・196 です。

【NO. 39】

※アの根拠は、P141 です。

※イの錯誤の根拠は P129，詐欺の根拠は P196 (205) です。

※ウの錯誤の根拠は P198，詐欺の根拠は P206 です。

※エの錯誤の根拠は P196，詐欺の根拠は P196 (210) です。

※オの錯誤の根拠は P131，詐欺の根拠は P135 です。

【NO. 43】

※アの根拠は、P206 です。詐欺師・強迫者に、追認をするかどうかの催告権はありません。
“詐欺師・強迫者だから”です。

※イの根拠は、P209 です。

※ウの根拠は、P210 です。

※エの根拠は、P135 です。この肢の第三者が善意であれば、Aは取消しの効果を第三者に
対抗できませんが、取消しの効果をBに主張することは可能です。

※オの根拠は、P201 です。Aは詐欺の被害者であるため、不当利得であることに善意となり
ますので、利息を付けることは不要です。なお、詐欺師のBは、悪意の受益者となりま
すので、利息をつける必要があります (P202)。

【NO. 44】

※このような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイント
です。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会
話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています（有権代
理から無権代理のハナシに変わっています）。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話
とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P161 です。

※イの根拠は、P161 です。

※ウの根拠は、P158 です。

※エの根拠は、P171 です。P129 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P176 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P176 の「過失はあっても」OK まで聞いています。

【NO. 46】 オ

※アの根拠は、P158 です。

※イの根拠は、P163 です。ただし、瑕疵担保責任については、まだ扱っていません、Ⅲのテキスト P220～224 で扱います。

※ウの根拠は、P161 です。

※エの根拠は、P187 です。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 47】 イ（即時取得について）・エ

※使者については、P192 にありますとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠は P193（129）、使者の根拠は P193（129）です。代理の場合、法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので（P163）、代理人に重過失がなければ錯誤無効を主張できます（P129）。それに対して、使者の場合、法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので（P193）、本人に重過失があれば錯誤無効を主張できません（P129）。

※イの代理人の根拠は P193（Ⅱのテキスト P52）、使者の根拠は P193（Ⅱのテキスト P52）です。これも、アと同じく、法律行為に問題点があるかは、代理の場合は原則として代理人、使者の場合には本人について決するという知識ですが、即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は、Ⅱのテキスト P48～59 で扱います。

※ウの代理人の根拠は P193、使者の根拠は P193 です。

※エは、テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます（本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P170）。それに対して、使者に代金額の決定権限を付与することはできません。使者については、犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠は P193（165）、使者の根拠は P193 です。

【NO. 48】

※1 の根拠は、P162 です。

※2の根拠は、P182です。表見代理が成立するには（本人に効力が及ぶには）、相手方は善意無過失である必要があります（P182）。よって、本肢では、抵当権の設定は、表見代理にはならず、本人が追認（P172）しない限りは有効となりません。

※3の根拠は、P158です。

※4の根拠は、P163です。代理人（A）を基準に考えますので、本人（B）の善意無過失は関係ありません。

※5の根拠は、P163・143です。代理行為の瑕疵は、代理人を基準とします（P163）。そして、第三者（本肢のD）による強迫の場合に、相手方（本肢のC）を保護する規定は、詐欺（P132の民法96条2項）と異なり、ありません。

【NO. 49】

※理由も問われている問題です。基本的に理由は問われませんが、このようにたまに問われることがあります。

※イの根拠は、P156です。

※エの根拠は、P156・157です。自己契約・双方代理に違反した場合は、無権代理となります（P156）。無権代理ですので、追認が可能です（P172）。

※オの根拠は、P155です。

※クの根拠は、P156です。

【NO. 51】

※アの根拠は、P158です。また、P129にありますとおり、I・IIのテキストで重過失かどうかは問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P191です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※ウの根拠は、P187です。

※エの根拠は、P188です。

※オの根拠は、P180です。

【NO. 54】 2

※1の根拠は、P162・192です。復代理人も代理行為をします（P164・167）、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です（P162・192）。

※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただければと思います。本人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選任することができます。

※3の根拠は、P166です。

※4の根拠は、P167です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人の権限は代理人の権限内となります。

※5の根拠は、P167です。復代理人は本人の代理人ですので（P167 マル2）、本人（ex. お客様）のためにすることを示す必要があります。P167の緑を思い出して解いてください。

【NO. 56】

※アの根拠は、P174です。

※イの根拠は、P175です。

※ウの根拠は、P179です。

※エの根拠は、P178です。

※オの根拠は、P171～172です。

【NO. 57】

※アの根拠は、P175です。

※イの根拠は、P172です。

※ウの根拠は、P174です。

※エの根拠は、P179です。

※オの根拠は、P171です。

【NO. 58】 ア

※アですが、売買代金の一部を受領することがP172の黙示の追認に当たるかは微妙です（判例などの根拠はありません）。この肢は、辰巳とTACさんは正しいとしていますが、LECさんは誤りとしています。判断に困る肢なので、無視してください。

※イの根拠は、P170です。

※ウの根拠は、P191です。この肢のように「～の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。

※エの根拠は、P175です。

※オの根拠は、P172です。

【NO. 59】

※1の根拠は、P174です。

※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これに

ついては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P175です。

※4の根拠は、P173です。P173にありますとおり、特約（双方の合意）があれば遡及効（さかのぼる効力）を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。

※5の根拠は、P174です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します。

【NO. 60】

※アの根拠は、P175です。

※イの根拠は、P173です。

※ウの根拠は、P174です。

※エの根拠は、P175です。取り消すと、無効で確定します（P175）。

※オの根拠は、P173です。

【NO. 61】

※1の根拠は、P182です。P182の共通部分は、P182を検索先としてください。

※2の根拠は、P175です。

※3の根拠は、P175です。

※4の根拠は、P171・174です。追認拒絶で、本人に効果が及ばないことが確定します（P174）。また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません（P171 マル4）。

※5の根拠は、P171です。

【NO. 62】

※アの根拠は、P177です。

※イの根拠は、P179です。

※ウの根拠は、P178です。

※エの根拠は、P180です。

※オの根拠は、P181です。これがP176の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

【NO. 63】

※アの根拠は、P177です。

※イの根拠は、P180・171です。本問冒頭の3～4行目に「Cには…過失がある」とありま

すので（ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください）、Cは無権代理人の責任追及（履行または損害賠償請求）をすることもできません（P171）。

※ウの根拠は、P178 です。

※エの根拠は、P178 です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引っ張られます。

※オの根拠は、P179 です。

【NO. 64】 2・4・5

※P178の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。

※1の根拠は、P178です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません（P178）。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。

※2は、（準）共有しているものの処分は全員でしなければならない（民法251条）という知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。IIのテキストP129～130で扱います。

※3の根拠は、P178です。

※4は、「相手方は無権代理人の責任追及ができるから（P179）、当然に有効とならなくてもいいだろ」と言いたいわけです。

※5は、全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります（P170要件マル2）。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 66】

※P191に関する学説問題です。本問については、『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（黄色い本）のP273～278に解法（解き方）があります。この書籍をお持ちの方は、P191をご覧になりながら、この書籍の解法（解き方）をご覧ください。本問の解法は、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」の解法を使って解きます。肯定説は「相手方↑，無権代理人↓」，否定説は「無権代理人↑，相手方↓」ですので（P191），このように書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P191です。

※イの根拠は、P191です。

※ウの根拠は、P191です。

※エの根拠は、P191です。

※オの根拠は、P191です。

【NO. 67】

※P191の判例の見解を基にした、学説問題です。本問の解法も、学説問題・推理レジュメP2の3.「二当事者対立」です。本問の見解は肯定説ですので、「相手方↑、無権代理人↓」と書き込んでから解いてください。

※アの根拠は、P191です。

※イの根拠は、P191です。

※ウの根拠は、P191です。

※エの根拠は、P191です。

※オの根拠は、P191です。

【NO. 69】

※アの根拠は、P195です。

※イの根拠は、P196・210です。

※ウの根拠は、P129・111～です。P129やたとえば、P111～の場合があります。

※エの根拠は、P199・173です。

※オの根拠は、P208です。P208の判断基準（取消権者の行為を要するか）から考えてください。

【NO. 70】 イ

※アの根拠は、P210です。

※イは、テキスト未掲載の知識です、少し細かいので、余裕がある方だけ拾ってください。ただ、まだ債権譲渡を詳しく学習していませんので債権譲渡をⅢのテキストP96～115で学習した後でお読みいただければ結構ですが、債権譲渡がされた場合、追認の相手は、譲受人ではなく、契約の元の相手方である譲渡人とされています（大判大14.3.3）。

※ウの根拠は、P208です。P208の判断基準を思い出しながら解いてください。

※エの根拠は、P208です。P208の判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することに大きな意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※オの根拠は、P209です。

【NO. 71】

※アの根拠は、P81（83）です。

※イの根拠は、P208・209です。保佐開始の審判が取り消されていますので、P208（3）の

「追認をすることができる時以後」に当たります（P207 マル1）。

※ウの根拠は、P175 です。狭義の無権代理の場合、本人（ex. 大谷くん）は何も関係がありませんので、確答を発しなくても追認（有効）にはならず、追認拒絶（切る）となります。

※エの根拠は、P208 です。詐欺に気付いていませんので、P208（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P207 マル1）。

※オの根拠は、P177 です。

【NO. 72】

※アの根拠は、P212 です。

※イの根拠は、P214 です。

※ウの根拠は、P216 です。

※エの根拠は、P215 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同じように、論理的に考えて判断します。

※オの根拠は、P217・218 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同じように、論理的に考えて判断します。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」		
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社） 『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）	
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所） 『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）	
		記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社） 『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
			ネットメディア
		ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisisikenn.jp/
		Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa
	Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催公開講座】

- ・『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』出版記念講演会（無料・ご予約不要）

7月15日（土）18：30～19：30

松本雅典

- ・司法書士試験&行政書士試験に短期間で受かるための
新☆過去問活用術～本当の過去問の使い方とは～（無料・ご予約不要）

7月17日（月・祝）14：00～15：30 東京本校 LIVE

山田斉明先生（行政書士試験講師）

松本雅典（司法書士試験講師）